

条件付一般競争入札による
此花サービスステーション跡施設の
定期建物賃貸借契約による貸付実施要領

令和元年 5 月
大阪市水道局

目 次

1	入札物件	1
2	入札参加資格	1
3	契約上の主な特約	2
4	入札参加申込	4
5	現地見学会	5
6	質問の受付・回答	5
7	入札及び開札	6
8	入札保証金の還付	8
9	契約説明会	9
10	賃貸借契約の締結	9
11	入札保証金の帰属	10
12	落札に至らなかった場合の貸付	10
13	その他	12
アジア太平洋トレードセンター（ATC）へのアクセス、 アジア太平洋トレードセンター（ATC）ITM棟9階マップ		
		13

スケジュール

内 容	日 程
実施要領の公表	令和元年 5 月 7 日（火）～ 令和元年 6 月 28 日（金）
現地見学会申込の受付	令和元年 5 月 7 日（火）～ 令和元年 5 月 17 日（金）
現地見学会	令和元年 5 月 20 日（月）～ 令和元年 5 月 24 日（金）
質問の受付	令和元年 5 月 7 日（火）～ 令和元年 5 月 27 日（月）
質問・回答のHP掲載	令和元年 6 月 3 日（月）～
入札参加申込の受付	令和元年 6 月 3 日（月）～ 令和元年 6 月 14 日（金）
入札	令和元年 6 月 21 日（金）
賃貸借契約の締結期限	令和元年 7 月 22 日（月）

（別添）物件調書、市有財産定期建物賃貸借契約書（案）此花サービスステーション跡施設にかかる建物管理協定書（案）

（様式） 入札参加申込書 誓約書 応募申込書等記載事項変更届 入札参加申込受付証
 入札保証金納付書 委任状 現地見学申込書 質問書 市有財産借受申請書

大阪市水道局が行う「借地借家法第 38 条に基づく定期建物賃貸借契約」による条件付一般競争入札に参加の方は、この実施要領をよく読み、各事項を承知して、お申込みください。

1 入札物件

此花サービスステーション跡施設（此花総合センタービル 8 階建ての 2 階部分）

所在地 (住居表示)	貸付床面積 (m ²)	賃貸借期間	予定価格 (賃料月額)
大阪市此花区西九条 5 丁目 36 - 5 内 (西九条 5 丁目 4 - 25)	76.85	令和元年 8 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日	59,700 円

予定価格には、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含みません。契約時は消費税等が加算されます。

借地借家法第 38 条に基づく定期建物賃貸借権を公正証書により設定します。

2 入札参加資格

個人及び法人。ただし、次に該当する方は申込の資格がありません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 大阪市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者

大阪市暴力団排除条例第 2 条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

大阪市暴力団排除条例施行規則第 3 条

条例第 2 条第 3 号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）

のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同様以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

(6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

3 契約上の主な特約

(1) 貸付条件

「借地借家法第 38 条に基づく定期建物賃貸借契約」によって貸付し、契約の更新はありません。

賃借人はあらかじめ書面による承認を得ないと、次のいずれかの行為ができません。

ア 使用目的の変更

イ 本件建物の現状の変更

ウ 本件建物の賃借権の譲渡

エ 本件建物の転貸

(2) 本物件の維持管理等

賃借人は本物件、本物件にかかわる共用部分及び此花総合センタービルの維持管理の区分・範囲及び費用負担について、別途「此花サービスステーション跡施設にかかる建物管理協定書」を大阪市水道局と締結し、維持管理に努めなければなりません。なお、落札者には、他施設使用者等と締結している協定書を配付します。

(3) 禁止する用途等

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団又はその他の反社会的団体、及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に使用することはできません。

政治的用途・宗教的用途に使用することはできません。

地域住民等の生活を著しく脅かすような活動の用に供することはできません。

悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に使用することはできません。

建築基準法施行令 121 条に定める「2 以上の直通階段を設ける」場合に該当する用途に共することはできません。

(4) 調査・報告義務

(1)～(3)に定める義務の履行状況を確認するため、当局が実地調査し、又は必要な報告を求めることがありますが、その場合は協力する義務があります。

(5) 違約金

(1) (ただしイを除く。)又は(2)(3)の特約に違反した場合には月額賃料の12ヵ月分、
(1) イ又は(4)の特約に違反した場合には月額賃料の4ヵ月分を違約金として、当局に支払ってください。

(6) 瑕疵担保責任

本物件は現状有姿にて引渡し、当局は瑕疵担保責任及び危険負担の責任を一切負いません。

(7) 損害賠償責任等

此花総合センタービル全体の維持管理にかかわる工事、点検等及びこれに伴う停電等により、乙が損害を受けても、甲はその賠償額負担の責任を負いません。

乙は前項の損害を受けた場合でも、甲に賃料の減額を請求できません。

(8) 契約の解除又は終了

次のいずれかに該当するときは、賃貸借期間といえども、直ちに契約を解除することができるものとします。

ア 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため本物件を必要とするとき。

イ 賃借人が、賃貸借料を納入期限後、3ヵ月以内に支払わないとき

ウ 賃借人が、本契約の条項に違反したとき

エ 賃借人に、本契約を継続し難い重大な背信行為があったとき

オ 賃借人が、「2 入札参加資格」(2)に該当すると認められたとき

天災地変その他不可抗力(経年による劣化を含む。)によって本物件が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するのに過分の費用を要する等本契約の継続が不可能になったときは、本契約を終了できるものとします。

上記 又は の場合、賃借人の損害に対して、当局は賠償の責任を負いません。また、契約の解除等に伴う当局の損害について、賃借人に損害賠償を請求することがあります。

(9) 原状回復義務

賃貸借期間の満了のときはその期日に、又は契約解除の通知を受けたときは当局の指定する期日までに、賃借人の負担と責任において本物件を原状回復するものとします。ただし、当局が承認したものについては、現状回復義務を免除します。

4 入札参加申込

(1) 申込受付期間

令和元年6月3日(月)～令和元年6月14日(金)

午前10時～正午、午後1時～午後5時

(2) 申込受付場所

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

アジア太平洋トレードセンター(ATC)ITM棟9階

大阪市水道局総合窓口(13ページ案内図参照)

水道局総合窓口内の電話で、管財課(内線3673)に連絡ください。

(3) 申込に必要な書類

～ までの書類を各1部、用意してください。

入札参加申込書(様式1)

誓約書(様式2、A4サイズ両面)

ホームページから表面と裏面を別々にダウンロードした場合は、必ず実印の割印を押してください。

[個人] 印鑑登録証明書

[法人] 印鑑証明書

[個人] 住民票の写し(マイナンバー(個人番号)の記載がないもの)

[法人] 法人の登記事項証明書又は登記簿謄本(登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」に限ります。)

[個人] 直近年度分の所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書

[法人] 直近年度分の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書

は、発行後3ヵ月以内のものに限ります。複写不可。

事業案内(任意様式)

[個人] 事業内容、実績があれば実績がわかるもの

[法人] 会社概要

事業計画書、建物利用計画図(任意様式)

(4) 申込の受付

受付期間内に、4(3)の申込に必要な書類を受付場所に直接、持参してください。

(送付、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。)

書類の不備及び不足があれば、受付はできません。すべての書類を返却しますので、再度申込をしてください。

申込受付が完了した後は、申込書類の返却等ができません。よって、申込受付を完了した後、申込書等の記載内容に変更が生じた場合は、「応募申込書等記載事項変更届(様式3)」で届出をしてください。

申込む前に、この実施要領を十分、確認してください。

申込に要する費用は、申込者の負担とします。

申込受付時に取得する個人情報は、当局不動産の契約関係事務のために収集するものであり、事務目的外の利用・保有は大阪市情報保護条例によって制限されています。

(5) 申込時に交付する書類

入札参加申込受付証（様式 4、受付印を押印したもの）

入札保証金納付書（様式 5）

委任状（様式 6、代理人によって入札する場合に必要）

入札の手引き

入札書は入札日の当日、受付時に交付します。

(6) 申込に当たっての留意事項

落札後の契約は、入札参加申込書に記載された名義以外では行いません。

申込受付以降に入札参加資格がないことが分かった場合は、入札参加申込の受付を取消し、以降の入札には参加できません。

5 現地見学会

現地見学会への参加は入札参加の必須条件ではありませんが、本物件は現状有姿での引き渡しとなりますので、できる限りご参加ください。集合場所は現地です。

(1) 実施期間

令和元年 5 月 20 日（月）～令和元年 5 月 24 日（金）

午前 10 時～正午、午後 2 時～午後 5 時

見学時間は、上記日程のうち 1 事業者 20 分程度とします。

申込がない日程は、実施しません。

見学開始時間に遅れた場合は、見学できない場合があります。

現地での質問は一切受けません。質問がある場合は、「6 質問の受付・回答」により行ってください。

(2) 申込期間

令和元年 5 月 7 日（火）～令和元年 5 月 17 日（金） 午後 5 時まで

(3) 申込の手続き

「現地見学申込書（様式 7）」に希望日時を記載し、必ず、電子メールで送付してください。

見学日時は調整後、連絡します（希望に添えない場合は、電話等で調整します）。

メールの件名は「此花サービスステーション跡施設の見学」としてください。

見学参加者は申込事業者あたり各 3 名までです。

電子メール送付先

kanzai@suido.city.osaka.jp

6 質問の受付・回答

募集に関する質問は、必ず、質問書（様式 8）を使用し、電子メールで送付してください。質

問に対する回答は、大阪市水道局ホームページに掲載します。なお、質問がない場合は掲載しません。

質問受付期間

令和元年5月7日(火)～令和元年5月27日(月) 午後5時まで

質問・回答の掲載期間

令和元年6月3日(月)～

電子メール送信先

kanzai@suido.city.osaka.jp

7 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

入札日

令和元年6月21日(金)

受付時間

午前9時15分～午前10時

上記受付時間内に、大阪市水道局共通会議室2(13ページ案内図参照)で、入札保証金を納付してください。そのとき、入札書を交付しますので、大阪市水道局総務部管財課入札室(13ページ案内図参照)に移動し、入札してください。

入札締切時間

午前10時30分

開札時間

入札締切(午前10時30分)後、即時

(2) 入札及び開札を行う場所

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

アジア太平洋トレードセンター(ATC)ITM棟9階

大阪市水道局総務部管財課入札室

(3) 提出書類等(当日持参するもの)

入札参加申込受付証

委任状(様式6、代理人によって入札しようとする場合に必要)

実印(代理人によって入札する場合は委任状に押印した印鑑)

入札保証金納付書(代理人によって入札する場合であっても、「入札人」欄には入札参加申込書に申請者として押印した実印が必要です。ただし、「受取人」欄は受任者の印鑑となります。)

銀行振出小切手(自己宛小切手)(下記(4)参照)

(4) 入札保証金

入札書に記入する賃料(月額・消費税等を含みません。)の3ヵ月分以上の入札保証金を、入札当日受付時間内に大阪市水道局共通会議室2(13ページ案内図参照)で納付してください。なお、納付は当局発行の入札保証金納付書を使用し、銀行振出小切手で行ってください。

<銀行振出小切手の見本>

(注)

入札書に記入する賃料(月額)の3ヵ月分以上(消費税等を含みません。)の金額の小切手を用意してください。

振出人、支払人とも同一金融機関になります。ただし、株式会社ゆうちょ銀行が振出したものは、同一とはなりません。

持参人払式としてください。

「振出日」は、令和元年6月14日(金)以降にしてください。

「大阪手形交換所に加盟する金融機関の本・支店」が振り出した小切手に限ります。

銀行振出小切手以外は受領できません。

(5) 入札

入札当日の受付時に交付する入札書に必要な事項を記入し、記名押印後、入札箱に投函してください。

入札は、代理人に行わせることができます。この場合は、委任状を入札受付時に提示し、入札書と一緒に入札箱に投函してください。

入札金額は、1ヵ月分の賃料の額(月額、消費税等を含まない。)を記入してください。

入札箱に投函した入札書の書換、引換又は撤回することはできません。

(6) 入札の中止等

次のいずれかに該当する場合、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき。

その他、災害等やむを得ない理由があるとき。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合、入札は無効です。

入札価格が予定価格より低額。

入札参加資格がない者又は委任状の提出がない代理人の入札。

指定の日時までに入札に必要な書類が未提出。

入札保証金を納付しない又は入札保証金が所定の額に未達。

入札者の記名押印漏れ。

当局が交付した入札書以外で入札。

同一入札について、入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札。

同一入札について、入札者又はその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札。

同一入札について、他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人として入札したときはその全部の入札。

入札金額又は入札者の氏名、その他、主要部分の識別が困難。

訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等。

不正な行為を行った入札。

その他入札に関する条件に違反。

(8) 開札

入札締切り後、直ちに入札者立会いのもとで行います。

入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係のない当局職員を立ち合わせます。

開札に立ち会わなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。

入札の当日出席しなかった者又は入札書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。

(9) 落札者の決定

落札者は、予定価格以上で、最高金額を入札した者とします。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、この入札者によるくじ引きを行い、落札者を決定します。くじを引かない者がある場合は、当局が指定した者(入札事務に関係のない職員)が入札者に代わってくじを引きます。

(10) 入札結果の公表

落札者があるときは、その者の受付番号及び金額を、落札者がいないときは、そのことを開札に立ち会った入札者に公表します。

入札後の問い合わせに対しては、落札者名及び落札金額を回答します。

ホームページに落札金額及び落札者の法人・個人の区分を掲載します。

落札者があったときは、入札者の「入札金額」及び「入札者名」(個人の場合は落札者名のみ)を記載した入札経過調書を作成し、水道局総務部管財課(13ページ案内図参照)において令和元年6月24日(月)から閲覧方式で公表します。

8 入札保証金の還付

落札者以外の者が納付した入札保証金(小切手)は開札後、返還します。入札結果発表後、下記場所に移動し、還付を受けてください。

(1) 返還場所

大阪市水道局共通会議室2(受付を行った場所)

(2) 提出書類

入札保証金納付書

入札保証金は、その受入期間について利息をつけません。

9 契約説明会

上記の還付が終了次第、落札者に対しては、契約内容、手続の説明会を行います。案内があるまで、総合窓口（13 ページ案内図参照）でお待ちください。

(1) 説明会の場所

大阪市水道局共通会議室 2（受付を行った場所）

(2) 出席者

落札者本人

正当な理由なく、出席しない場合は、落札者の資格を取り消します。

(3) 借地借家法第 38 条第 2 項に基づく書面への記名・押印

借地借家法第 38 条第 2 項に基づき、契約締結時まで、「建物の賃貸借は契約の更新がなく期間の満了によって賃貸借は終了する」ことを記載した書面を交付し、定期建物賃貸借契約について説明します。説明を受け内容を理解していただいた後、書面への記名、押印をしていただきます。

10 賃貸借契約の締結

(1) 締結期限

入札参加申込書に記載された名義で、令和元年 7 月 22 日（月）までに行います。

落札以降に入札参加資格がないことが分かった場合は、契約の締結は行ないません。

契約締結以降に入札参加資格がないことが分かった場合は、その契約を解除することがあります。

(2) 賃貸借期間

令和元年 8 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

賃貸借期間満了後の契約更新は行いません。

(3) 契約金額（月額）

落札金額に消費税等を加算した額です。

(4) 契約保証金

契約締結時に、契約金額（月額・消費税等を含む。）の 3 ヶ月分以上を納付してください。

既納の入札保証金を契約保証金に充当するため、当局の発行する納付書で不足額分のみを納付してください。

(5) 連帯保証人

連帯保証人は借受人と連帯して、本契約から生じる一切の債務履行の責任を負わなければなりません。連帯保証人は、次の資格があり、かつ当局が承認する者でなければなりません。

大阪市内又は近隣市町村に住所又は事務所があること。

賃料年額の5倍以上の年間所得又は固定資産を持っていること。

また、連帯保証人が前項に掲げる資格を失ったとき、又は死亡、解散したとき、若しくは甲が変更の必要があると認めるときは、乙は甲の承認する新たな連帯保証人を速やかに立てなければなりません。ただし、契約保証金として、契約金額の6ヵ月分以上を提供したときは、連帯保証人は不要です。

(6) 賃料の納付

次の支払期限までに当局発行の納入通知書で納付してください。

期 間	納入期限
毎月1日から末日までの賃料	当月の25日

納入期限が金融機関の休業日にあたる場合は、金融機関の翌営業日が納入期限です。

(7) 延滞損害金

納入期限までに賃料の納付がないときは、大阪市水道局資産規程30条の2第1項に基づき計算した延滞損害金の納入が必要です。

(8) 賃料の改定

関連法令、大阪市水道局資産規程の改定、若しくは経済情勢の変動又は近隣賃料に比較して不相当となり、当局が必要と認めるときは、賃料を改定します。

11 入札保証金の帰属

落札者が、正当な理由なく指定する期限までに契約を締結しないときは、落札の効力を失い、既納の入札保証金は、当局に帰属し返却することはできません。

12 落札に至らなかった場合の貸付

入札予定価格で貸付の申込を先着順で受け付け、随意契約します。受付開始時刻より早く受付場所に到着した場合でも、その到着時刻による先後は設けず、受付開始時刻に到着したものとみなします。なお、同時に複数の申込があった場合は、抽選で貸付相手方を決定します。

本件の貸付について借受資格は「2 入札参加資格」と同様とし、契約上の主な特約については「3 契約上の主な特約」と同様とします。

(1) 受付日時

令和元年6月26日(水)～令和6年6月28日(金)

午前10時～正午、午後1時～午後5時

(2) 受付場所

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

アジア太平洋トレードセンター(ATC)ITM棟9階

大阪市水道局総合窓口(13ページ案内図参照)

水道局総合窓口内の電話で、管財課(内線3673)に連絡ください。

(3) 申込に必要な書類

～ までの書類を各1部、用意してください。

市有財産借受申請書（様式9）

誓約書（様式2、A4サイズ両面）

ホームページから表面と裏面を別々にダウンロードした場合は、必ず実印の割印をしてください。

[個人] 印鑑登録証明書

[法人] 印鑑証明書

[個人] 住民票の写し（マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）

[法人] 法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」に限ります。）

[個人] 直近年度分の所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書

[法人] 直近年度分の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書は、発行後3ヵ月以内のものに限ります。複写不可。

事業案内（任意様式）

[個人] 事業内容、実績があれば実績がわかるもの

[法人] 会社概要

事業計画書、建物利用計画図（任意様式）

(4) 当日持参するもの

委任状（様式6、代理人によって申込しようとする場合に必要）

実印（代理人によって申込する場合は委任状に押印した印鑑）

(5) 申込保証金

申込者は、市有財産借受申請書を提出後、賃料（月額・消費税等を含みません。）の3ヵ月分の申込保証金を支払ってください。

納付期限は、申込者が市有財産借受申請書を提出した日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日、祝日を除く。）です。

なお、納付期限までに支払いがない場合は、申込の権利は喪失します。

また、申込者が正当な理由なく、当局が指定する期限までに契約を締結しないときは、申込保証金は当局に帰属します。

(6) 貸付相手方の決定

申込保証金の納付を確認した後、申込者に対して貸付決定通知書を交付します。

(7) 賃貸借契約の締結

契約の締結は、市有財産借受申請書に記載された名義で、令和元年7月22日（月）までに行います。

契約金額（月額）は、予定価格に消費税等を加算した額になります。

契約締結時に、契約保証金として契約金額（月額・消費税等を含む。）の3ヵ月分以上を納付してください。ただし、既納の申込保証金を契約保証金に充当するため、当局が発行する

納付書で不足額分のみを納付してください。

賃貸借期間、連帯保証人、賃料の納付、延滞損害金、賃料の改定、借地借家法第 38 条第 2 項に基づく書面への記名・押印については、「10 賃貸借契約の締結 (2) 賃貸借期間 (5) 連帯保証人 (6) 賃料の納付 (7) 延滞損害金 (8) 賃料の改定 (9) 借地借家法第 38 条第 2 項に基づく書面への記名・押印」と同様です。

13 その他

- (1) 公正証書締結費用、印紙税、契約の締結及び履行に関する一切の費用については、賃借人の負担となります。
- (2) 契約時には、物件調書を必ず確認ください。
- (3) この実施要領に定めのない事項は、土地利用に関連した法令、地方自治法、同施行令、大阪市水道局契約規程等の関連諸法令に基づいて処理します。

物件・契約に関する問い合わせ先：大阪市水道局総務部管財課

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号

アジア太平洋トレードセンター（ATC）ITM棟 9 階

電話：06 - 6616 - 5456

アジア太平洋トレードセンター（ATC）へのアクセス

地下鉄利用

大阪メトロ中央線のコスモスクエア駅でニュートラム南港ポートタウン線に乗り換え、トレードセンター前駅下車



阪神高速道路大阪環状線・湾岸線利用

大阪市内環状線道路経由、西船場ジャンクションから九条・天保山方面を經由で湾岸線に入り、南港北出口で降り、道路標識に従ってアジア太平洋トレードセンター（ATC）に至る

一般道利用（本町・弁天町経由）

中央大通を西進し、港区内朝潮橋交差点でみなと通りに入りさらに西進。大阪港咲洲トンネルを通過してアジア太平洋トレードセンター（ATC）に至る

アジア太平洋トレードセンター（ATC）ITM棟9階マップ

水道局総合窓口

6のエレベーターを降りて、時計回りに吹抜部分を回り、エスカレーターを超えた左側にあります。

共通会議室 2

6のエレベーターを降り、左方向に進み、エスカレーター前で右折し少し進むと、左側にあります。

入札室

6のエレベーターを降り、時計回りに吹抜け部分を回った左側に入札室入口があります。

